

令和8年8月13日

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金の受付について

令和8年7月滋賀県甲賀市における土砂崩れによって被災された方々を支援するため、日本赤十字社において義援金の受付が開始されました。皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、義援金受入口座は、下記のとおりです。

記

○義援金受入口座（日本赤十字社が開設）

- （１）義援金名 令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金
- （２）受付期間 令和8年8月10日（月）～令和9年1月29日（金）
- （３）義援金受入口座

①ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関名 ゆうちょ銀行

口座番号 00160-7-636347

口座名義 日赤令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、「日赤R8甲賀市土砂義援金」でも取扱可能です。

※窓口での振り込みの場合は、振込手数料が免除されます。

（ＡＴＭによる通常払込及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります。）

※ゆうちょ銀行の振込用紙の半券を受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

②都市銀行

三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787550

三菱ＵＦＪ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105548

みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620812

※口座名義は、いずれも「日本赤十字社（ニホンセキジユウジシャ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

③滋賀県支部専用口座

滋賀銀行 県庁支店 普通預金 5 3 9 1 5 6

※口座名義は、いずれも「日本赤十字社滋賀県支部長 ^{み か づ き} 三日月 ^{たいぞう} 大造」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

(4) その他

○当義援金に係る問い合わせ先

- ・日本赤十字社 事業局 パートナースhip推進部
- ・電話：03-4363-2056（専用ダイヤル）

○受領証の発行をご希望される場合は、日本赤十字社のホームページをご覧ください。

<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20260810/>

以上